

公益財団法人ロッテ財団
平成 24 年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

本財団は、アジア諸国からの留学生として来日した者のうち、志操堅実、学力優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して「奨学援助」を行い、もって、アジア諸国間及びアジア諸国と我が国との国際友好親善及び人材の育成に寄与することを目的とします。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。
(但し、学習奨励費の額以下の奨学金受給は可。)

3. 奨学生の応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 大学の学部又は大学院正規課程に在学する者。
- (3) 平成 24 年 9 月 1 日現在で 35 歳以下の者
- (4) 修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者（ただし、学習奨励費の額以下の奨学金受給は可）
- (5) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (6) 日本語による意思伝達が可能である者（日本語検定 1 級取得程度）
- (7) 国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者
- (8) 奨学生交流会（年 4 回程度を予定。うち 1 回は研修旅行）に出席できる者

4. 採 用 人 員 1 名

5. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給金額
年額 216 万円（月額 18 万円）
- (2) 支給の期間
平成 24 年 9 月分から平成 26 年 3 月までの 1 年 7 ヶ月間とします。
- (3) 支給の方法
奨学金は原則として、毎月、本人に直接手渡しして交付するものとします。
ただし、財団行事のある月は本人名義の銀行等の預金口座に入金します。

6. 奨学金の支給、停止又は打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがあります。

- (1) 一月以上病気等により又は理由なく長期欠席したとき
- (2) 休学又は外国へ長期留学したとき
- (3) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (6) 原級にとどまったとき（留年）、又は、卒業延期の恐れが生じたとき
- (7) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (8) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (9) その他留学生としての資格を失ったとき
- (10) 本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき

7. 募集方法

財団が指定する大学等を通じて募集します。

8. 応募の手続

次の書類を揃え、在学する大学において指定する日までに、大学の事務局に提出してください。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 身上書（所定の様式）※今日の募集では、10月入学予定者は含みません。現在、在学中の者に
- (4) 在学証明書（大学院各課程入学予定者は、~~合格通知書（大学許可書）~~の限りです。
写し）
- (5) 外国人登録書の写し（住所、氏名、在留資格の確認）
- (6) 成績証明書：現課程のもの。入手不可能の場合は、前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等。
- (7) 推薦状（学部長又は指導教員等による封緘書）用紙は、A4 サイズで1頁

9. 選考及び決定

- (1) 推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考（面接をする場合もあります）を経て、理事長が奨学生を決定します。
- (2) 採用決定者については、平成 24 年 8 月下旬までに大学等及び本人に通知します。

《問合せ・申請書類送付先》

公益財団法人 ロッテ財団
〒160-0023

東京都新宿区西新宿 3-20-1

TEL 03-5388-5564

FAX 03-3375-1293